

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第180号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年10月24日 11時45分ごろ	
発生場所	関門港長府区 山口県下関市所在の満珠島灯台から真方位316° 1.7海里付近 (概位 北緯34° 00.9′ 東経131° 00.2′)	
事故等調査の経過	平成23年12月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 第十八住 <sup>すみほう</sup> 宝丸、199トン	
船舶番号、船舶所有者等	135254、有限会社井上海運	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラ先端が小欠損	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、関門港長府区において、出港時の潮汐が下げ潮の末期であったが、潮位の上昇を待たずに出港作業を開始し、係船索を放して岸壁から離れて微速前進で約10m進んだところ、平成23年10月24日11時45分ごろ岸壁付近の浅所に乗り揚げて停止した。</p> <p>本船は、係船索を取って元の岸壁に着岸し直し、浸水、油漏れ等の異常がなかったため、上げ潮を待って出港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期</p>	
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約1.8m、船尾約2.8mであった。</p> <p>海図によれば、本事故発生場所付近の水深は、約2.7mである。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、関門港長府区において出港する際、潮汐が下げ潮の末期であったが、潮位の上昇を待たずに出港したことから、岸壁付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、関門港長府区において出港する際、潮汐が下げ潮の末期であったが、潮位の上昇を待たずに出港したため、岸壁付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な余裕水深を確保するために航行可能な潮位となってから出港すること。</li> </ul>	